

米トレーサビリティ法の 主な義務

- ①生産者から消費者まで、
産地情報を伝達します。
- ②流通ルートの特定のた
め、取引等の記録を作成・
保存します。

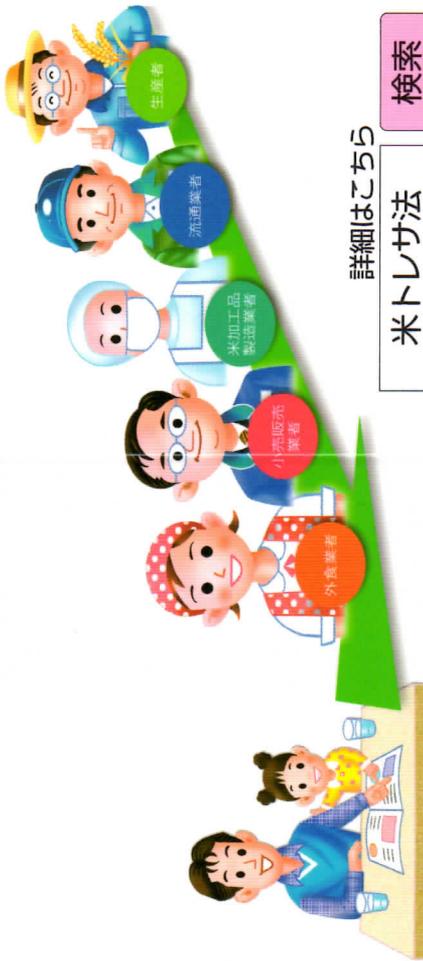
お客様(消費者)へ
お米の産地を
お伝えします。

当店では

_____産の
お米を使用して
います。



栃木県



検索

(図は農林水産省HPから抜粋)

【米トレーサビリティ法の対象品目】
米穀(玄米・精米等)、米飯類(寿司、
チャーハン、オムライス等のお米)、
米粉、もち、だんご、
米菓、清酒、
単式蒸留焼酎、
みりん等。

